

平成25年第10回葛巻町議会定例会会議録（第5号）目次

（輝くふるさと常任委員会）

平成25年3月15日

【開 会】

【議案第2号～議案第6号審査】

日程第1号	議案第2号	平成25年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算・・・・・・・・	1
日程第2号	議案第3号	平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算・・・・・・・・・・	9
日程第3号	議案第4号	平成25年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算・・・・・・・・	11
日程第4号	議案第5号	平成25年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算・・・・・・・・	11
日程第5号	議案第6号	平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算・・・・・・・・	12

平成25年第10回葛巻町議会定例会会議録 第5号 (輝くふるさと常任委員会)

告示年月日	平成25年2月8日(金)					
招集年月日	平成25年3月6日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成25年3月6日～平成25年3月18日 13日間					
会議の月日	平成25年3月15日(金) 開会10時00分 閉会11時13分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6		
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	
会議録署名議員	3番	姉帯 春治		8番	辰柳 敬一	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子		議会事務局 副主幹兼総務係長	千葉 隆則	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	山下 弘司
	教育長	中田 直雅	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課総合政策室長	服部 隆行
	住民会計課長	上小路 隆男	総務企画課財政係長	大川原 洋一
健康福祉課長	野表 壽樹			

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、今日の会議を開きます。

ただいまの出席委員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

今日の審査日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから、昨日に引き続き、予算審査を行います。

議事の進行上、各委員及び当局にお願いします。

質疑する委員は、質疑する箇所のページを示して簡潔にお願いします。

なお、質疑事項は1回につき、2、3点に区切り行い、関連した質疑以外は、改めて発言の機会を求め、行っていただくようお願いします。

また、質疑応答の際は、職名を言ってから、簡潔にお願いします。

それでは、日程第1、議案第2号、平成25年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

私から、国保事業への参加世帯数と、被保険者数等についてお伺いをいたしたいと思っています。

この表紙の裏に加入世帯数が1,468世帯、被保険者数で2,736人というようなことになっております。そうしますと、平成19年の資料を見てきたのですが、平成19年には世帯数が2,051世帯ありまして、被保険者数が4,601人というようなことになっておりました。この6年間のうちで、この表と比べますと、世帯数で583世帯、被保険者数で1,865人減っているわけです。これには、25年1月末分の加入世帯数等が含まれておりませんが、まず、この国保世帯数の加入率、これは、どのくらいになっておりますか。平成19年の際には、71パーセント入っていることになっております。被保険者数で58パーセントになっておりますので、これを25年の1月末では、どのくらいになっているのでしょうか。

このように、非常に減少が激しくて、国保の行方にも影響が出てくる。これが、もちろん国保税にも跳ね返ってくる。基本的にそのような考えになってくるわけですので、こういったような対応策も必要であろうと思っております。

それで、国保税の方も調べてみました。平成19年度には255,000,000円ほどの決算額になっております。25年度の当初で206,000,000円というような形になりますと、この国保税だけでも46,000,000円ほど落ちております。人口が減っておりますから、それなりに医療費も少なくなってくるというようなことにもなろうかと思っております。

だんだんと国保税が少額化していく、そういったような中で、やはり希望が見られた

のは徴収率です。平成19年は71.7パーセントであります。それから、23年度の決算状況を見てみますと、76.8パーセントで、ここの部分については、だいぶ努力した跡が伺われるというように感じております。25年は、これからのことでございますけども、いずれ、国保税の徴収率は、このように関係者の方々の努力の賜物だというふうに思っております。こういったような非常に厳しい現実が、この数字的なことから見ても分かるわけでございますが、こういったような対応策は特に考えておられるのか、この内容については、非常に深い意味が関わってまいります。

と申し上げますのは、国保税の値上げにつながる、あるいは現状維持、一般会計からの繰り入れというような、大きな諸課題が入っているものと思っておりますので、そのようなものを、どのような運営方法で、これを広域の国保に移るまで運営していくつもりなのか、平成27年度となっておりますけども、この辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、こういったような厳しい中で、先ほど申し上げたとおり、徴収率が向上しているということは評価するものでございますが、県平均をも上回っているようでございますので、こういったように上回っている理由は何なのか、その努力の成果の結果をお聞かせいただきたい、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

お答えいたします。

第1点目の、世帯数あるいは被保険者数の状況というご質問でございます。

世帯数の推移でありますけれども、平成20年度が、世帯数で1,596世帯、そのうち一般被保険者世帯が1,507世帯、退職被保険者世帯が89世帯でありました。

平成24年度は、世帯総数で1,491世帯、そのうち一般世帯が1,381世帯、退職世帯が108世帯でありまして、これを比較して見ますと、世帯総数で105世帯、率で6.5パーセントほどとなりますが、減少している状況にあります。

また、平成23年度と、本年1月時点での平均世帯数での比較でございますが、総世帯数で32世帯、率にしまして2.1パーセントほど減少している状況にあります。

今後の世帯数の見込みにつきましては、この減少率を基に計算しますと、総世帯数で年々、毎年30世帯ほどの減少が見込まれるというふうに思っております。

平成27年度の部分につきましては、1,400世帯ほどとなるものと予測しておるものでございます。

次に、被保険者数の数字でございます。

これも、平成20年度の被保険者数が3,254人で、そのうち一般が3,101人、退職が153人でございました。

平成24年度は、被保険者数で2,797人、そのうち一般が2,651人、退職が146人でありまして、これを比較いたしますと、被保険者総数で457人、率にしまして14パー

セントほど減少している状況でございます。

また、平成23年度と本年1月時点での被保険者数等を比較しますと、総保険者数で104人、率にしまして3.6パーセントほどの減少になっております。

今後の被保険者数の見込みにつきましては、この減少率を基に計算いたしますと、総被保険者数で、毎年100人ほどの減少になるものというように見込んでございます。

25年度の国保会計の予算におきましては、加入世帯数1,468世帯、被保険者総数2,736人と想定いたしまして、予算をお願いするものでございます。

次に、保険税の部分でございます。

このような減少の中でありまして、25年度の保険税につきましては、24年度と比較しまして、減額というような状況になってございます。

その理由といたしましては、被保険者数の減少、ただいま申し上げました理由が第1点目でございます。それに加えまして、平等割軽減世帯数の増加等によるものでございまして、24年度に比較しまして、一般被保険者で2,442,000円ほどの減額の予算を計上させていただいております。

退職被保険者数につきましても、同様の傾向にありまして、被保険者数の減少、さらには均等割、平等割の軽減世帯の増加によります保険税の減少というふうなことで、2,039,000円ほど、前年度と比較いたしまして減の、25年度の保険税の見込みということで、予算計上させていただいております。

なお、この保険税の収納率の設定でございますが、24年度、それから23年度と同率の収納率を設定してまいりました。

25年度におきましては、岩手県の公営化等の支援方針というものがございまして、目標数値が設定されてございます。その一般被保険者の現年度分を、この方針によりますと、95パーセントというふうに設定をされてございます。

また、滞納繰越分につきましては、前年度の滞納繰越額を下回らないこととされておるものでございまして、本年度につきましましては、一般被保険者の医療給付につきましまして95パーセント、このような収納率を基本設定とさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今、詳しく説明をいただいたわけですが、国保税の分、先ほど、私、徴収率で23年度の率で76.8パーセントというのは、現年度分、過年度分合わせたものであります。

現年度分96.5になっております。目標数値というようなことで、85パーセントというような話でございますけども、現在この徴収率についても、その努力の跡が伺われるわけではございませんけども、国保担当として、この徴収率の目標値も設定の上、こういったようなものに取り組んでおられるものか。

それから、先ほど、この要因が職員のみならず、被保険者の協力があるからこそ、この

ようなものになるわけですが、特に、この総合的な底上げをするためには、現年度分もさることながら、過年度分の底上げをしていかなければ、その徴収率が上がってこないわけです。そういったようなことで、過年度分の対応にもだいぶ影響されるのかなど、そこも上がってこなければ、現年度分も上がってこないのではないかと考えておりますけれども、その部分については触れておりませんでしたので、再度この徴収率の向上した要因は何なのかも含めて、ご説明をいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

大変失礼をいたしました。徴収率の部分につきまして、答弁が漏れておりまして、お詫び申し上げます。

徴収率の部分につきましては、お陰様をもちまして、95 パーセントという目標をクリアできておるものと認識してございます。

その主なものとしたしましては、この現下の厳しい情勢下の中におきまして、納税者が、国保という制度の部分につきましてご理解をいただきまして、厳しい生活状況の中におきましても、努力をしていただいて、納めていただいておりますと、このようなことだろうと思っております、感謝を申し上げておるものでございます。

その一方で、我々も、収納につきまして方策をとっておるものでございます。

その大きな部分としたしましては、岩手県の滞納整理機構等への職員の派遣等によるスキルのアップ等でございます。その部分につきましては、いろいろな情報を提供というような部分と、収納率の技術的な研修という部分が大きいものでございまして、このような状況の中におきまして取り組んでおるといふものでございます。

そのような状況において、25 年度の収納率の目標設定というふうな部分で掲げておるものでございます。25 年度の税の収納目標 95 パーセントという設定がございまして、しかしながら、我々としたしましては、それのみに関わらず、目標数値を 95.8 パーセントと設定いたしまして取り組みたいというふうに思っております。

滞納分につきましては、なかなか伸び悩みがあるわけですが、18 パーセント程度を基本にして取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

特に現年度分等については、被保険者の協力と、もうひとつには、先ほど、こちらからの働きかけの滞納整理機構というような効果もあるのではないかとというようなお話ですが、具体的にこの滞納整理機構が実際に徴収するような場面は、どのよう

な際には、この機構が動いて、その能力を発揮されているのか、その内容についてお知らせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

お答えいたします。

滞納整理機構との連絡、協力につきましては、年に数回、会議等を持ってございます。

そのような状況の中におきまして、私たちが抱えておりますところの個別のケース等を滞納整理機構にご相談を申し上げ、いろいろご指導をいただくわけでございます。そのような状況の中におきまして、滞納整理機構で葛巻町においでになりまして、研修あるいは指導をしていただく部分が第1点でございます。

もうひとつでございますが、現実的に、これは徴収税法上の表現でございますが、家宅搜索というような状況で、各家庭に赴く場合におきましては、かなり高度な技術等が必要となりますので、そういう部分につきましては、県の機構の職員のご指導をいただき、同行をしていただき、行動をとるというような状況でございます。

今後におきましては、資産調査等の徹底をしながら、そういうケースが発生した場合には、お願いしなければならないものと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

滞納整理機構のことも分かりました。

この国保税の部分で軽減制度があるわけですが、均等割と世帯割になっているようでございます。その軽減制度は2割、5割、7割というようなことで、先の一般質問でもお伺いしたわけですが、24年度の実績で答弁いただいているわけですが、1,514世帯のうち841世帯が軽減世帯で、55.5パーセントが軽減世帯だというふうなことで、つまり、前年中に所得が低かった世帯というようなことになるわけでございますけれども、24年度の実績でいきますと、例えば2割、5割、7割、それぞれ軽減になっているわけですが、それぞれの世帯数と、この55.5パーセントの中身について、どのような割合で軽減になっているのか、その内容についてお伺いをいたしたいと思っております。

また、この軽減を図っただけで、何の収入もないわけではなくて、これが保険基盤安定繰入金というような形での部分で、国、県等々から入ってくるものと思っておりますけれども、この保険基盤安定繰入金と、この軽減された分との、何と申しますか、ちょうど100パーセントくるものか、あるいは70パーセントとか80パーセントというような、申し上げやすいように言えば、そういうようなことですが、その状況、この関わり

は、どのように関わっているのか。これも、なかなか分かりづらい分野でございますので、ただ軽減されて、それで終わったのではなくて、必ず、その点については予算措置も講じられるというような制度になっているのではないかと考えておりますので、その中身について詳しくお知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

お答えいたします。

保険税の軽減でございます。この計算につきましては、先ほど委員が触れられておりますとおりでございますが、まず、保険税の仕組み、組み立てと申しますか、その部分でございますが、これは、三つの区分に分かれておまして、その合計額が免税額になっておるものでございます。

このすべての保険者に対して、医療給付費分、それから後期高齢者支援分、それから40歳から64歳までに適用されます介護納付分と、このような合算によります保険税になってございます。

この保険者に対しまして、一定の条件を満たす場合に、均等割それから平等割を7割、5割、2割軽減するものでございます。

平成24年度では、対象世帯数801世帯、対象人員1,333人で、医療給付費分の軽減税額は、医療分につきましては21,591,000円、後期高齢者支援分につきましては7,069,000円、介護納付分につきましては3,409,000円、合わせまして32,700,000円ほどとなっております。

25年度の軽減見込みでございます。対象世帯が841世帯と見込んでございまして、対象人員が1,415人、医療給付費の軽減税額は、医療分につきましては23,870,000円、後期高齢者支援分で7,813,000円、介護納付分につきましては3,685,000円、合わせまして35,000,000円ほどの軽減になるものと試算をいたしまして、25年度の保険税の部分から調整をさせていただいてございます。

この軽減措置につきましては、保険者数の所得が大きく影響するために予測し難いものがありますが、低所得者の方、あるいは仕事をされておらない方、さらには高齢者の方等が多く加入しておる国保制度でありますので、この傾向は続くものというように認識をしておるところでございます。

それで、この軽減された部分の税につきまして、どのように補填されるかというような部分でございます。先ほど、触れられていただいておりますが、ご案内のように、保険基盤安定という形で県からいただいております。

この保険基盤安定でございますけれども、軽減分といたしまして、32,700,000円ほど24年度いただきまして、その4分の3を県からいただいております。これが24,000,000円ほどの歳入というようなこととなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今の軽減世帯の関係についても、それから、それに伴っての保険基盤安定繰入金の関係についても、分かりました。

そういったような中で、このような厳しい国保財政でございますので、例えば、私には最近あまり見えてこないのですが、国保に保険事業というのがありますよね。この関係が機能を果たしているのかどうか、この部分が見えない。これは、保健事業は特に予防対策というような形になってくるわけですから、医療費の軽減にもつながってくるのではないかと、私は思っております。

それで、以前からずっと、こういったような予防というような関係で、保健事業というような形で関わりを持ってきたのが、やはり保健師の存在があったわけです。そういったような部分が、本当に機能を果たしているのかどうか。そうでなければ、このままの状況でいきますと、現在の国保税で、その国保運営も図れないのではないかと。

ですから、今後の見通しを立てる場合には、こういったような部分も、予防対策として考えていく必要があるのではないかとというようなこともございまして、このことについては、今まで、あまり申し上げてこなかったわけでございますが、こういったような部分が見えてこないというように思いますし、当然、葛巻病院等との関係も図っていかねばならない予防対策も必要ではないかと、この国保対策でも、そのようなものが言えるというように思っております。

いろいろな、こういったような関係が、国保運営を図るための対策、あるいは努力というものが必要ではないかと思っております。そういったような部分が見えてこないのですが、保険者としての町当局では、こういったような現在の国保税を有効に活用した国保運営を図るためには、どのような施策、あるいは努力をしていくべきか、やはり、そのような基本的な方針を持っていなければならないだろうと思っておりますが、その内容について、お知らせをいただきたい。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

ただいまのご質問にお答えします。

医療費の抑制のために保健師、あるいは病院との連携ということでございます。

今までは、保健師も個々に動いていたというようなことでございますが、保険、健康、医療の正しい知識の普及というのが、非常に重要だというように感じております。

平成25年度においては、そういった中では、例えば、新しい健康くずまき21の計画、あるいは健康診断結果の指導、地域に出向いての指導会、あるいは、やすみっことか、

元気教室、そういった場面において、葛巻病院の先生とか、医師と保健師、あるいは栄養士、そういった専門職が、そういった会場に赴いて、健康講座といたしますか、そういったものを計画しております。

健康くずまきの座談会においては、大体 20 から 30 会場、健康診断の結果指導会は 20 会場、あと、そのほかにも地域で行われている元気教室、あるいは、やすみっこにも、そういった調整を図りながら、病院の先生と保健師、栄養士が赴いて、そういった話をする、あるいは地域から、そういった、いろいろな相談を受けるということで、医療あるいは保健が住民と身近なことになることによつての予防といたしますか、そういったものを計画しているものでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そういったようなことを、担当課同士での協議、運営がなされているのかどうか、その辺が非常に見えないところがあるわけです。それぞれ単独で動いても効果は、やはり半減してくるのではないのかなど。こういったような保健指導をすれば、こういったようなのに反映させる。そのためには、やはり、現在の健康福祉課の体制と、それから住民会計課との連携が、こういったような担当課同士の連携も密にならなければ、なかなか効果、内容も分からないのではないのかなど。こちらの担当課では、そちらの指導をやって、実際に国保を運営する担当課では、そういったような部分が分からないといったような形では、やはりダメではないのかなど、このように思っておりますので、その辺のところは十分な連携を図りながら、やはり進むべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

住民会計課、そしてまた、健康福祉課との、国保会計と保健事業との連携ということでございますが、これにつきましては、今、健康福祉課長の方からも話申し上げましたように、これまでの取り組み等々をお答え申し上げたところでありますが、さらに来年度に向けて、町長の施政方針の中でも申し上げておるところであります。新たな取り組みといたしまして、病院の医師と、そしてまた、町の保健師、そして、さらには栄養士等との連携を図りながら、各地区での健康相談を考えての事業計画を立てておるところでございます。

これにつきましては、特にも医師体制の充実というものも、新年度から図られる見込みとなっておりますので、保健師との一層の連携を図りながら、生活習慣

予防、あるいは健康づくりに対する住民の意識の高揚に一層努めてまいる考え方でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

国保会計の厳しい運営については重々承知しているところでございますので、こういったような課題もあるというようなことを認識されまして、まず、申し上げたいことは、このような厳しい状況の中で、現在は国保税の値上げは難しいだろうと思っておりますので、あとは、どこを切り詰めていかなければならないかというようなことになるかと思っておりますので、そういったような気運を、やはり町民の方々にしっかりと指導して、この国保運営を、保険者としての任務を果たしてもらいたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号、平成25年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第3号、平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

13ページの江川簡易水道の整備事業につきましては、いよいよ着工というような運びになりました、非常に今後期待される事業でございます。

これも、何年かの事業で完成されると思いますが、その工事の年度別の区割りといいますか、そういったようなものが既にでき上がっているのではないかと思います、こ

ここで、今年度はこの地区、あと、年度ごとに地区、地区の状況の計画がありましたら、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（山下弘司君）

お答えいたします。

江川簡易水道の改良整備につきましては、今年度に基本設計を組みまして、来年度から事業の実施ということになってございます。

それで、25年度は、管路工3,410メートル、それから実施設計というようなことになってございまして、工事の箇所は、野中、橋場地区を予定しているものでございます。

それから、26年度につきましては、8,870メートルほどの管路工等、あとは実施設計、それから、電気設備等の計量器、そういった関係の整備等をやっていくことになってございまして、工事区間は荒沢口から栗山、それと今待のところを予定しているものです。

それから、27年は9,600メートルほどの工事予定になってございまして、江川小屋瀬から日渡となってございます。

それから、28年は10,810メートルほどの管路工を予定してございまして、荒沢口から畑の区間を予定してございます。

それから、29年度は11,450メートルほどの管路工等を予定してございまして、山岸から辰鼻の区間の工事を進める予定でございます。

それから、30年には管路工12,760メートルほどを予定しておりまして、泉田から寺田の区間、それから鳩岡住宅の箇所ということでございます。

それで、野中、橋場区間につきましては、今年度107件ほどの修繕等があった関係の約35パーセントくらいが、野中、橋場地区に集中して修繕等を必要な状況になっておりまして、そういった緊急性があるということで、そのところは整備を進めていきたいということで、考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号、平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第4号、平成25年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号、平成25年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第5号、平成25年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号、平成25年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第6号、平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

病院会計でございますが、新病院建設に向けて、こういったような予算が組まれたことと思います。平成25年度の病院会計の予算編成に当たって、特に留意されて編成した点は何なのか。そしてまた、町当局では、これらの予算編成に当たって、どのような指導力を発揮し、また、査定したのか、その事情からお伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

25年度予算につきまして、主な要点という部分でございますが、まず、患者数等の見通しの部分でございますが、入院患者につきまして32人と28人という、比較で4人減という状態になってございますが、ここ数年来の入院の部分での患者数の減という部分を僅かに修正できるかなという数字になってございます。

介護につきましては、ほぼ満床というような状況という、昨年度同様の人数にみてございますし、外来につきましては160人という、1日当たりの人数で、同じような数字になってございます。

あと、この取れる体制という部分でございますが、常勤医でございますが、今2人に派遣を含めて3人という状態と、月曜日から木曜日午前までの、ほぼ常勤に近い体制という部分での診療に当たっております。

25年度の診療体制としまして、常勤4人という部分と、派遣も含めまして4人、さらに金曜日の午前までの非常勤1人ということで、常勤に近い形が5人という医師の体制が、今年度に比較しまして充実するという状態での体制になりますことから、入院患者の、昨年度の補正からみた増加は見込んでいるという状態になってございます。

医療器械等につきましては、計画的な更新に努めてまいりたいということで計上してございますし、建設に係ります部分につきましては、基本設計の計上になっているという状態にございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

病院会計の査定に当たっての当局の対応ということでございますが、今、事務局長から数字的な部分についてはご答弁申し上げたところではありますが、特にも今回の部分につきましては、病院建設に向けての課題のひとつでもございますが、病床利用数の減少

に対する対策という部分に意を配しながら、今回の、そういう面での人的な対応等も含めてでございますが、予算措置上そういう部分にも意を配した予算編成にしておるものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今、どちらかと言えば人数的なものが主だったわけですが、建設に向けては、数的なものというよりも、この充実策が非常に肝心だと思われるわけでございます。特に、この予算編成に当たっては、新葛巻病院建設に向けた、それなりの理由付け、あるいは、今後の指針のようなものが当然盛り込まれてくるべきものと思っているわけです。

そういったような中で、一度、住民アンケート調査も行ったわけでございますが、その際に、第1次改革は終わっているようでございますけれども、この新病院の建設に向けた改革等のことについても、この住民アンケート調査の中に含まれておまして、この改革の中には、職員の意識改革も必要だというような指摘もいただいているわけでございます。

予算書の26ページ、給与明細書を見ますと、職員数が全体で46となっております。その職種の内訳も、この給与明細書の中にあリまして、医師3名、医療技術職7名、一般行政職4人、それから、一番多い、看護保健職31人の内訳になっているわけでございます。

この人的な構成からいっても看護保健職の占める割合が高いわけで、医師に次ぐ高い存在というように見てもよろしいかと思っております。特に、看護職の場合は、現場を担う職種であるというような形から、存在が大きいと思っております。ここの分野については、やはり、その存在が大きいだけに、当然、その病院職員の意識改革の中でも一番真っ先に取り組んでいく必要があるのではないかと思うわけです。

こういったような意識改革の中で、常に出てくる話といたしましては、各種研修会を積み上げていきたいというような答弁が返ってきております。これは、もちろん個人の能力を伸ばして、住民サービスの向上につながるというような大きな役割があるわけでございますが、これまで、我々から見える部分については、そのような各種研修の効果も、さほど大きいような感覚にもなっていないわけでございます。どちらかと言えば、実効性がさほど上がっていないのではないかというように思うわけでございます。

この研修を行う際には、内部研修と外部研修が考えられるわけでございます。

外部研修の場合には、一人ひとり外部に派遣して、なかなか出せないというような事情もあると思いますが、こういったような部分で、何か目新しい方法を考えられているのか。

内部研修の中でも、例えば、看護の医療現場に経験豊富な方々がおられたような場合については、その方を招へいして、一定期間アドバイザーというような形での指導力を発揮していただいて、この看護職の住民サービスの向上につながるかと、そういったよ

うなことも良い策ではないかと考えますけども、そういったようなお考えがあるのかどうか、その点についてお伺いをいたしたい、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

柴田委員から、これまでも病院経営に対する職員の意識改革等々につきましては、再三にわたって、ご指摘、ご意見等をいただいていたところでもあります。

そういう中で、先ほどお話ありますように、葛巻病院の建設に係る住民アンケート、あるいは、これらの意見を病院建設委員会で審議、そういう中で、先ほども申し上げましたが、特に病床率の著しい落ち込み、これに対する、そういう機関でもご指摘もいただいていたところでもありますし、また、患者の立場からも、同様の意見等々をいただいていたまいりました。さらには、病院経営審議会、それから国保の運営協議会等々においても、同様の趣旨のご指摘、ご意見を多くいただいたところでもあります。

そういう中で、こうした意見に対しての考え方といたしまして、真摯にしっかりと受け止めまして、町民に親しまれる病院の建設を目指して改善、改革に取り組んでいかなければならないと、このように思っておるところであります。

そういう中で、これまでの改革に伴った部分といいますと、先ほども質問の中にもございましたが、医師会あるいは看護協会等の研修等々に参加するほか、また、院内での研修等も進めてきたところではありますが、そういう中に、医療の住民サービスの向上等々に努めてきているところではありますが、現在も多くのご指摘もいただいていることも事実であります。そういう中で、新たな改革といたしまして、他の病院での対応等を参考にするといいですか、出向いての研修等々についても検討してまいりました。

そういう中で、県立病院との交流人事等につきましても、医療局とも協議を進めてきたところではありますが、人的な対応から、どうしても交流人事というのは、現段階では難しいということでもございました。

こうした中にありましたが、新年度から、新たに常勤の医師、先生が赴任していただける見込みとなっております、常勤5人体制になるものであります。また、看護職員につきましても、医療局といろいろ協議いたしまして、県立病院に勤務しておられる総婦長の経験者でございますが、今回、葛巻に派遣していただける内定をしておるところであります。そういう体制強化も図りながら、これまで取り組めなかった課題等々の改善に取り組んでまいりたいと思っておりますし、職員の意識改革、そしてまた、質の向上を図りながら、地域の実情に不足した医療サービスの充実に一層努めてまいりたいと、このように考えているものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今、副町長からの話で、県立病院からの看護職員の派遣も考えているというような話でございました。ぜひ、これは必要であると思っております。といいますのは、看護職の場合には、葛巻病院という一定の病院の枠内でずっとやってきているわけですから、やはり、どうしても、そういったような分については変化が薄いというようなこともあるでしょうし、この地域の事情はよく知っておりますけれども、そのほかの風が入ってこないというような部分もございますので、この機会に、ぜひ、こういったような制度を活用していただきたいものだ、私は考えております。

県の医療局も、全国で一番県立病院が多いというようなことになっているわけでもございまして、その県立の病院だけの問題ではなくて、我々小さな市町村にも病院を抱えているわけですから、県立と言えども、こういったような各市町村に手厚い応援態勢を、私は組むべきだというように前々から思っておりました。そういったような中で、こういったようなことの制度にのせていただけるというような形、非常にこういったような意識改革の部分では大きいものがあるかなと思っておりますので、これは、ぜひ実現をさせていただきたいと、そのように思っております。

それから、二つ目には、このアンケート調査の中に、患者診療の待ち時間の解消というのが掲げられております。

今、朝早く起きて午後までの診療待ち時間、一日がかりで来てというような声もありますし、診察を早く受けるために、朝早くから診察券を受付に出して、一刻も早い診療をできるようにやっているというような光景もあるというようなことでもございます。

こういったような問題も前々から、いろいろな施策を講じているようではございますけれども、あまり効果が見受けられないようでもございますが、院内でなければ解消できない大きな問題ではないかと。これも、早期受診というのは町民への大きな住民サービスにつながるものと思っております。こういったような部分は、どのような形で解決のために院内で話し合われたのが住民の方々に伝わっているのか、そういったようなことも、どのような対策を講じて、どのようにやったのか、その情報発信が非常に少ないように思われます。そういったような意味での患者サービスの観点から、その対応策、今後ますます新病院に向けた部分については、予算には表れない心的な問題として解消していかなければならない問題だろうと、このように思っております。こういったような患者診療の待ち時間の解消策について、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

患者の待ち時間につきましては、非常に長くそのような声があるという部分で、対応に非常に苦慮しているという状態でございます。

同じ診療科が常に1週間のうちにないという部分もございまして、そういう部分で、

曜日によって非常に、その診療科に集中するという部分もございます。また、初診ではない、再診の場合に、ある程度、主治医的な形で診察に向くという患者さんの意向もございます。そういう部分で、ある程度、完結的に診察を決められないというような部分もあって、非常に待ち時間のアンバランスが出ているというのは感じてはいるというように思います。

確かに、待ち時間とすれば長い部分があるというようには思っておりますが、24年分では、以前よりは、かなり改善されているかなというような感じはしております。そういう部分で、午後に越して、患者の送迎バスに遅れるというケースは、ここしばらくは多くはないかというような部分がございます。

また、病院の診療が終わりまして、処方の場合に院外が多いわけがございますので、院外に行った部分での待ち時間が、また、さらにあるといった部分で、そちらについても、なるべく改善してほしいという部分をお願いしまして、短縮に努めてまいっておりますが、若干、年末に移動等もございまして、処方の部分での時間が延びているという時期がございましたが、大体20分を院外処方でも目標にされているという部分がございますので、ある程度の短縮に向けた取り組みはしておりますが、なにぶん診療科等の偏りがある日がございます、どうしても極端に短くするという体制を取れないという状態がございます。ある程度の体制の中で、予約という部分が取れば、待ち時間の短縮にはなっていくのかなというようには思いますが、今、その部分での体制に移行できないでいる部分がございますので、ご了承いただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、待ち時間の解消ですが、今のお答えをお聞きしましても、明快な解消策ではないような感じがしているわけです。

こういったような部分については、院内はもとよりですが、開設者も含めた、おそらく病院建設問題でも、こういったような声が出ているのであらうと思っております。こういったような解消策については、ぜひ、もう少しテキパキとした解消策を情報発信して、住民の方々の医療サービスの向上につなげていただきたいと思います。こういったような部分では、開設者の方では葛巻病院の方から何か報告を受けているのですか。そういったような解消策についての相談とか、指示とかは出しておられるのですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

そういう患者視点に立った課題の解消策ということでございますが、これにつきまして

では、11月にも病院の建設整備検討委員会の委員長、さらには副委員長等々含めて、病院の職員等、そういう住民の意向を踏まえての諸課題、そして、目指す病院はどうあるべきかという観点等につきましても、職員全員でございますが、そういう機会をつくりながら、意識の高揚という部分にも努めてきたところでございます。

そういう中で、新しい病院建設に向けても、しっかりと人的な体制の充実というものを図りながら、そしてまた、職員一丸となって諸課題に対処しながら、改善、改革に取り組んで、地域の中核病院として住民から信頼を受ける病院、そしてまた、親しまれる病院ということを目指して、その取り組みをしなければならないと思っておりますし、現在、その対応について病院側と一緒に問題を協議しながら、できるものから一つひとつ、一層改善にも努めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

患者の診療時間の解消策については、これは一例として挙げられましたので、これのみに関わらず、住民サービスあるいは病院経営につながる問題を、ぜひ、やっていただきたいと思っております。

それから、もうひとつだけ質問させていただきたいのですが、例えば、保健、福祉、医療の連携という前々から聞き慣れた言葉でございますが、それでは、当町に実際に当てはめた場合に、先ほども若干国保会計で申し上げましたけれども、当町の場合は、必ずしも連携が図られているというようなことは言い難い実情にあるのではないかと、このように思っております。当町はそういったような認識、これも、葛巻病院の建設に向けた関係でございますが、地域医療という言葉もでございます。そういったような中で、やはり中核になっていかなければならないのは葛巻病院の存在ではないかと、このように思っております。そういったような中で、どのような連携方策、それから、町内開業医の先生方との連携、それから、福祉の各施設等との連携、そういったような、やはり葛巻病院の役割を果たすべき方向ではないのかなと、私は思っておりますが、これは開設者の方の町当局の認識は、どのような認識でこういったような部分を、新しい病院建設に向けた改革のうちのひとつだろうと思っておりますが、充実していくのか、その認識について、お伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

医師を中心とした医療、そしてまた、保健事業、これらをどのように進めるかという

ことでございますし、これまでにおきましても、どうしても葛巻病院の医師不足という観点等もある時期もございましたりして、今ご指摘あったとおり、そういう対策というのは、なかなか十分できていなかったとおるところであります。

そういう中で、来年度に向けても、また新病院建設に向けての対応ということにもなるわけですが、新年度から常勤5人体制という医師の体制も整える見込みとなっておりますので、そういう中で、これまでも健康福祉課の保健指導部門等々も、昨年の秋頃から、そういう今後の病院の整備に向けて、あるいは、そのための25年度の取り組みについても一緒に協議をしてきたところでもあります。

そういう中で、医師、保健師、さらには担当部署も含めて、地域に出向いて、その意識の高揚といいますか、住民に対する健康づくりに関わっていただく。あるいは、そういう健康づくりに対する意識の喚起、向上等に努めてまいらなければならない、そういう体制を今回整えての25年度のスタートだということでございます。

そして、27年に病院も完成させる見込みでございますが、それに向けて、ぜひとも住民との信頼関係といいますか、そういう健康教室等を通じながら、これまでの課題のあった点をしっかりと受け止め、住民との信頼関係も再構築しながら、そしてまた、町全体の保健、福祉、医療、一体的な核として今後進めてまいりたいと、このように思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今、副町長の答弁ですと、保健、福祉、医療の連携というようなことは、深く今後関わっていきたいということございまして、特に医師も5人体制になって、地域に出向いてというような、若干の予算化もされているようでございます。ぜひ、そういったようなことをやることによって、住民からの医療への信頼については、町長もいつも言っております、安心安全のまちづくりの視点から言っても重要ではないかと、このように思っております。これは保健、福祉、医療の連携という言葉だけではなく、今度は実施に移す、ぜひ本来の姿にやっていただきたいと、元々葛巻には、そのような伝統があったわけですから、それを、ぜひ復活させるように、そしてまた、県下での手本を示せるような医療を築き上げていただきたいということでの一層の努力を望んで、終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号、平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で、今日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件の審査は、全部終了しました。

これで、今日の会議を閉じます。

以上で、輝くふるさと常任委員会を閉会します。ご苦勞様でした。

(閉会時刻 11時13分)